

豊川市企業誘致情報提供報奨制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市における愛知県企業庁造成用地への企業立地を推進するため、愛知県企業庁企業誘致推進のための仲介委託方式実施要領（以下「企業庁要領」という。）に基づき愛知県企業庁と一般媒介契約を締結した情報提供者に対して、企業誘致情報提供報奨金（以下「情報提供報奨金」という。）を交付する制度を設けるとともに、その取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛知県企業庁造成用地 愛知県企業庁財務規程（昭和55年4月1日企業庁管理規程第14号）第2条第4号に規程する宅地造成資産である用地をいう。
- (2) 情報提供報奨金 愛知県企業庁との一般媒介契約に基づき分譲等が成立し、企業立地が成就した場合に、情報提供者に対して交付する報奨金をいう。
- (3) 一般媒介契約 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第34条の2に基づく一般媒介契約をいう。
- (4) 分譲等 譲渡、事業用借地権設定及び普通借地権設定をいう。
- (5) 情報提供者 企業庁要領に基づき愛知県企業庁と一般媒介契約を締結した次に掲げる宅地建物取引業者をいう。
 - ア 社団法人愛知県宅地建物取引業協会の会員である宅地建物取引業者
 - イ 社団法人全日本不動産協会愛知県本部の会員である宅地建物取引業者
 - ウ 愛知県内に本店又は支店を有する信託銀行（法第77条第4項に規程する信託業務を兼営する金融機関）
- (6) 立地希望企業 その事業の用に供する施設を設置するため、豊川市における愛知県企業庁造成用地を取得し、又は借り受けようとする企業をいう。

(情報提供報奨金の額)

第3条 情報提供報奨金の額は、別表のとおりとする。

(情報提供報奨金の交付申請)

第4条 情報提供者は、情報提供報奨金の交付を受けようとするときは、企業

誘致情報提供報奨金交付申請書（様式第1号）に愛知県企業庁と締結した一般媒介契約書の写しなど必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（情報提供報奨金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次のいずれにも該当する場合において、情報提供者に対し、情報提供報奨金の交付を決定するものとする。

- （1）愛知県企業庁と立地希望企業の間において分譲等の契約が締結され、立地希望企業が譲渡代金（割賦納入の場合にあっては第1回割賦金）又は初回賃料及び保証金（普通借地権設定の場合にあっては初回賃料、保証金及び権利金）を納入したとき。
- （2）愛知県企業庁が企業庁要領に基づき、情報提供者に対して媒介報酬の支払いを行ったとき。

（交付決定の取り消し）

第6条 市長は、情報提供者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該情報提供者に係る情報提供報奨金の交付の決定を取り消し、情報提供報奨金の交付を停止し、又は既に交付した情報提供報奨金の返還を命じることができる。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規程する指定暴力団等又は同条6号に規程する暴力団員。
- （2）前号の暴力団員が役員を務める法人。
- （3）偽りその他不正な行為により、情報提供報奨金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。
- （4）情報提供報奨金の交付を受ける権利を第三者に譲り渡したとき。
- （5）愛知県企業庁との間で締結された一般媒介契約が無効とされたとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、当該情報提供報奨金の交付が第1条の目的に反することとなると認められるとき。

（報告及び検査等）

第7条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、情報提供者に対し必要な報告をさせ、又はその職員に情報提供者の事務所等に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	情報提供報奨金の額
造成用地の譲渡の媒介	譲渡価格に100分の1を乗じて得た額 (但し、上限額500万円)
造成用地の事業用借地権設定 及び普通借地権設定の媒介	年額賃貸料に24分の1を乗じて得た額 (但し、上限額500万円)

ただし、報奨金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第4条関係）

企業誘致情報提供報奨金交付申請書

平成 年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話

〔法人にあっては、その所在地、
名称、代表者氏名及び電話〕

下記のとおり企業立地がなされたので、企業誘致情報提供報奨金を交付してください。

記

立地企業名
立地場所
土地売買（賃貸）契約日
添付書類等 1 一般媒介契約書の写し（愛知県企業庁と申請者との間で締結されたもの） 2 土地売買（借地権設定）契約書の写し（愛知県企業庁と立地企業との間で締結されたもの） 3 請求書 4 その他

請 求 書

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

但し 企業誘致情報提供報奨金として

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

〔法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名〕

下記の口座へ振り替えてください。

金融機関名 銀 行 信用金庫 支店 組 合	口座番号
預金の種類 (いずれかに○を記入してください) 普 通 ・ 当 座	口座名義人 (フリガナ)